

個別労働紛争を 解決する手続



会社を解雇されたり、給料が支払われなかったりするなど、会社（事業主）と個々の従業員との労働関係に関するトラブルを**個別労働紛争**といいます。このような紛争を裁判所で解決する場合、「裁判」というイメージがあるでしょうが、裁判（訴訟）手続のほかにも、地方裁判所における①**労働審判手続**、簡易裁判所における②**少額訴訟手続**や③**民事調停手続**など、一般国民から選ばれた労働関係の専門家が関与して実情等を踏まえた解決を図る手続があります。

今回は、これら個別労働紛争を解決する手続の主な特徴をご紹介します！

1 労働審判手続



労働審判手続は、裁判官1名と労働関係の専門家である**労働審判員**2名が**労働審判委員会**を構成し、原則として**3回以内の期日**で、話し合いによる解決を試みながら、労働審判という判断を行う手続です。

訴訟手続と同様に、権利関係を明らかにした上で進める手続のため、事前に証拠等を準備し、主張を的確に行う必要があります。

したがって、**法律の専門家である弁護士に依頼することが望ましい**でしょう。



労働審判に不服がある場合や、事案が複雑で争点が多岐にわたるなど、この手続を行うことが適当でないと認められる場合などには、訴訟手続に移行します。



2 少額訴訟手続



少額訴訟手続の判決では、分割払いや支払いの猶予を定めることもできます。なお、相手の方が少額訴訟の手続によることに反対した場合等には、通常の訴訟の手続により行われます。

少額訴訟手続は、原則として**1回**の審理で判決がされる特別な訴訟手続で、**60万円以下の金銭の支払い**を求める場合にのみ利用することができる手続です。

少額訴訟手続の中で話し合いを試みる際に、一般国民から選ばれた**司法委員**が関与することがあります。

原則として1回の審理で終わることから、**比較的単純な事案**の解決に有用な手続であり、手続を利用する場合には、期日までに証拠等の**事前準備が必要**となりますが、**自分1人でも手続を行うことができます**。



民事調停手続は、裁判官又は調停官1名と一般国民から選ばれた**調停委員**2名以上で構成される**調停委員会**の仲介を受けながら、**簡易な事案から複雑困難な事案まで実情に応じた話し合いによる解決を図る**手続です。



双方が納得するまで話し合うことを基本としており、必ずしも詳細な主張書面や証拠の提出が求められるわけではありませんし、弁護士や社会保険労務士等の調停委員が関与することもあるため、**自分1人でも手続を行うことができます**。

3 民事調停手続



相手の方が話し合いに応じなかったり、合意に至らなかったりするときは、手続が打ち切られることがありますが、事案により裁判所が相当と認める解決案を示すこともあります。

裁判所ウェブサイトで手続の流れやQ&Aがご覧になれます！

<http://www.courts.go.jp/> 又は「裁判所」で検索
裁判所トップページ > 裁判手続の案内

裁判所	検索
-----	----